



保育料および副食費の助成について

2・3号認定

認可保育所、認定こども園など（認可外保育施設の利用を除く。）を利用した場合

(クラス年齢) 3歳児～5歳児 【副食費助成】 ※保育料は無償（0円） 副食費は保育料に含まない		免除		1/2助成 (★3)	1/4助成 (★3)
(クラス年齢) 0歳児～2歳児 【保育料助成】 ※副食費は保育料に含む		無償 (0円)	1/2助成 (★1)	1/4助成 (★1)	非該当 (全額保護者負担) (★2)

2・3号認定 の場合	世帯年収（万円）	～260		～330	～360	～640	～930	930～
	世帯の市民税所得割額	生活保護 世帯	非課税 世帯	市民税所得割額 ～48,599円	市民税所得割額 ～57,699円	市民税所得割額 ～168,999円	市民税所得割額 ～300,999円	市民税所得割額 301,000円～
	階層区分	A	B	C1～C3	D1～D3	D3～D12	D13～D17	D18～D20

- ※ 階層区分の判定には「市民税所得割額（調整控除を除いた、住宅借入金や寄付等による控除前の税額）」を用います。
- ※ 世帯年収の金額はおおよその目安となります。
- ★1 保育料無償化（第1子無償化、第2子以降無償化）に該当
- ★2 第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の子どもは、1/2助成に該当（第2子以降は第3子以降の出生翌月から）
- ★3 第2子以降の子どもは全額助成（4,800円上限）

▼ 幼児教育・保育の無償化の対象となる子ども

- ① 3～5歳児
- ② 0～2歳児のうち、住民税非課税世帯

▼ 副食費の免除対象となる子ども（3～5歳児）

- ① 年収360万未満相当の世帯
- ② 年収にかかわらず第3子以降（多子減免の扱いに同じ）